

## くるみ福祉カレッジ 介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

### (目的)

第1条 くるみ福祉カレッジは、介護福祉士をめざす者に対し、質の高い介護技術や福祉や医療の知識を比較的を受講しやすい形で提供する事を目的とする。

### (研修の名称)

第2条 研修の名称は、くるみ福祉カレッジ介護福祉士実務者研修 通信課程（以下、当カレッジ）と称する。

### (位置)

第3条 東京都北区赤羽北2-13-13

### (修業年限)

第4条 当カレッジの受講期間は6ヶ月とする。なお、基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者、初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者は、1～6ヶ月とする。

### (受講定員)

第5条 学級数、定員は以下の通りとする。

学級数 24

1学級の定員 20名・20名

1学年の定員 480名

### (養成課程)

第6条 当カレッジの研修科目は、別紙シラバスのとおりである。また、介護過程Ⅲの科目については、スクールアワーを適用する。

### (休業日)

第7条 休業日は、施設長の判断により定められる。

### (入学時期)

第8条 当カレッジの入学の時期は、各学級の開校日とする。開講日及び修行時期については以下の通りである。

| 開校日   | 受講期間        | 定員      |
|-------|-------------|---------|
| 7月1日  | 7月1日～12月31日 | 20名・20名 |
| 8月1日  | 8月1日～1月31日  | 20名・20名 |
| 9月1日  | 9月1日～2月28日  | 20名・20名 |
| 10月1日 | 10月1日～3月31日 | 20名・20名 |
| 11月1日 | 11月1日～4月30日 | 20名・20名 |
| 12月1日 | 12月1日～5月31日 | 20名・20名 |
| 1月1日  | 1月1日～6月30日  | 20名・20名 |
| 2月1日  | 2月1日～7月31日  | 20名・20名 |
| 3月1日  | 3月1日～8月31日  | 20名・20名 |
| 4月1日  | 4月1日～9月30日  | 20名・20名 |
| 5月1日  | 5月1日～10月30日 | 20名・20名 |
| 6月1日  | 6月1日～11月30日 | 20名・20名 |

(入学資格)

第9条 当カレッジの通信課程は、介護福祉士の資格取得をのぞむ者とする。

(入学の選別)

第10条 研修を受けるにあたっての心構え、介護福祉分野に対する知識規則遵守の適応性、態度等を面接又は書類で判断して、選抜する。

(入学手続)

第11条 当カレッジが定める期間内に誓約書等を提出する。

(退学)

第12条 当カレッジを退学しようとする者は退学届を提出し、許可を得なければならない。

(休学・復学)

第13条 当カレッジを休学する場合、休学・復学届を提出し、許可を得なければならない。

(課程修了の認定)

第14条 各科目に修了試験または、実技試験を実施し、以下の評価とする。

A=90点、B=89～80点、C=79～70点、D=69点以下

D=69点以下、D判定の者には、別途補講し、再度評価する。

当カレッジでの各科目の出席時間数が定められる3分の2の時間数に満たない場合、該当科目の履修修了の認定をしないこととする。

(授業料)

第15条 当カレッジの通信課程の授業料は以下の通りとする。原則的には、退学・休学した場合に授業料の還付はない。

|           |         |
|-----------|---------|
| 無資格者      | 78,000円 |
| ヘルパー2級修了者 | 78,000円 |
| 初任者研修修了者  | 78,000円 |
| ヘルパー1級修了者 | 58,000円 |
| 基礎研修修了者   | 38,000円 |

(科目の免除について)

第16条 他研修の修了者に関しては、一部の科目の免除を認める。免除できる科目は学則別表「他研修修了社の免除科目一覧」の通りである。

(地域)

第17条 通信課程を行う地域は、全国とする。

(教職員の組織)

第18条 当カレッジに次の教職員を置く。

|      |      |
|------|------|
| 施設長  | 1名   |
| 専任教員 | 1名以上 |
| 講師   | 1名以上 |
| 事務職員 | 1名以上 |

(賞罰)

第19条 当カレッジは、学業成績が優秀な者に対し、表彰する事ができる。  
また、学生が次の各号のいずれかに該当した時は、懲戒、停学又は退学の措置をとることができる。

1. 学習意欲が見受けられない場合
2. 他の学生の迷惑となる行為をした場合
3. その他学側又はこれに基づく規程に違反した場合